代理店	2,376	2,391	2,328	2,512	829	839	1,035	803
	(6.0)	(0.6)	(−2.7)	(7.9)	(−1.6)	(1.2)	(23.3)	(−22.4)
	〔 32.1〕	〔 21.9〕	〔 8.9〕	〔 12.3〕	〔 9.4〕	〔 12.1〕	〔 20.8〕	〔 8.6〕

（備考）1．季節調整系列は個別に季節調整を行っているため、需要者別内訳の合計は全体の季節調整値とは一致しない。
2．四半期は合計額、( ) 内は対前期（月）増減率、〔 〕内は原系列による対前年同期（月）増減率。

民需の業種別機械受注の伸び

（単位：%）

	平成22年4～6月	7～9月	10～12月	23年1～3月	平成23年2月	3月	4月	5月
Ⅰ製造業計	−2.7	13.2	−1.7	5.3	3.1	−0.8	−2.7	−1.4
1食品製造業	3.2	8.0	−7.2	6.0	−12.6	5.0	−7.1	18.1
2パルプ・紙・紙加工品	−1.4	−22.0	−4.3	−25.0	17.2	−21.8	60.7	0.5
3化学工業	−8.9	21.4	−11.8	31.5	−7.9	26.8	−25.4	−8.3
4石油製品・石炭製品	9.4	3.3	11.4	−4.6	40.8	−9.0	−38.6	88.6
5鉄鋼業	−21.8	27.2	−21.6	14.7	29.7	66.3	−29.0	−22.9
6非鉄金属	−4.8	29.4	−17.0	13.4	16.6	−23.9	−13.9	97.1
7金属製品	−3.0	6.2	−13.7	27.0	−14.7	3.0	5.9	10.3
8一般機械	8.9	10.0	9.1	8.3	7.4	−3.4	−15.0	−0.7
9電気機械	−4.6	2.2	3.6	16.1	14.5	32.1	−17.2	−2.4
10情報通信機械	−19.3	18.8	28.4	−30.5	27.4	−11.5	14.2	28.4
11自動車・同付属品	6.6	−5.6	17.7	2.4	1.6	−18.0	1.3	2.9
12造船業	−58.3	23.2	10.4	61.1	−23.9	34.2	−81.2	124.2
13その他輸送用機械	−12.7	38.8	−18.0	20.7	−39.8	−7.9	32.4	−45.4
14精密機械	19.9	−3.3	1.9	9.6	−9.5	−3.3	9.7	31.5
15「その他製造業」	5.9	−4.1	−5.7	15.2	12.6	−10.3	11.8	−3.5
Ⅱ非製造業計	3.5	9.7	−0.4	0.6	15.8	−25.1	−0.6	16.7
16農林漁業	−8.2	0.0	−4.6	6.0	−6.5	−6.9	17.2	12.7
17鉱業・採石業・砂利採取業	−15.1	−10.2	32.8	3.1	59.6	−46.3	1.1	68.2
18建設業	−7.7	20.4	−5.1	−0.3	−0.6	1.9	1.6	41.5
19電力業	−6.6	23.7	23.8	7.2	65.1	−73.3	4.8	140.7
20運輸業・郵便業	3.7	−3.7	−4.6	5.8	−1.5	−8.2	−27.4	−9.6
21通信業	8.9	−4.4	3.6	−0.4	7.0	−1.8	−1.4	−1.5
22卸売業・小売業	−2.4	7.3	−10.2	−3.5	−4.2	−7.4	−8.7	35.8
23金融業・保険業	−3.0	7.3	2.5	−8.1	35.1	16.2	−32.0	−2.3
24不動産業	2.7	39.4	−5.9	−11.0	−41.1	−6.4	36.7	4.3
25情報サービス業	10.7	−2.4	−8.1	6.9	3.2	14.8	14.4	−12.8
26リース業	23.6	−16.6	4.6	15.8	5.6	7.6	4.5	−7.4
27「その他非製造業」	5.4	24.7	−22.6	1.6	5.4	−5.2	38.6	−6.4

（備考）1．季節調整系列の対前期（月）増減率。
2．「一般機械」は、「はん用・生産用機械」と「事務・サービス・娯楽用機械」の合計。
3．「精密機械」は、「業務用機械」から「事務・サービス・娯楽用機械」を除いたもの。
4．「その他製造業」には、「繊維工業」、「窯業・土石製品」を含む。

公　告

謄　事　項

工場財団

東京都港区芝五丁目33番８号**三菱自動車工業株式会社**の工場財団に岡山県倉敷市水島海岸通一丁目１番地三菱自動車工業株式会社水島工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 23 年７月 14 日

岡山地方法務局倉敷支局

境川土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項、第124条及び第136条の３の規定に基づき、三重県及び岐阜県の区域の一部を地区とし、三重県桑名市に事務所を有する境川土地改良区から申請のあった定款変更は、平成23年５月25日認可したので、同法第30条第３項、第124条及び第136条の３の規定により公告する。

平成 23 年７月 14 日

東海農政局長　竹森　三治

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 23 年７月 14 日　　経済産業大臣　海江田万里

名称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
東日本セレモ株式会社	神奈川県横浜市神奈川区東神奈川２丁目44番地	互第3054号	平成23年４月30日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 23 年７月 14 日　　関東経済産業局長　照井　恵光

次表に掲げる者が供託した営業保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成23年９月12日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成23年９月12日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名称	本店の所在地	営業廃止年月日
東日本セレモ株式会社	神奈川県横浜市神奈川区東神奈川２丁目44番地	平成23年４月30日